

地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充当した
社会保障施策に要する経費について(令和4年度決算)

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、引き上げ分(社会保障財源化分)については、全て「社会保障施策に要する経費」に使うこととされています。

令和4年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況については次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 17,779 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 397,777 千円

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源	うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
		国庫支出金	県支出金	その他			
社会福祉	障害者福祉事業	51,278	25,577	12,788	0	12,913	715
	老人福祉事業	118,812	0	416	0	118,396	6,557
	児童福祉事業	78,580	8,754	2,658	1,339	65,829	3,645
	その他の社会福祉事業	13,243	0	1,007	0	12,236	678
	小計	261,913	34,331	16,869	1,339	209,374	11,595
社会保険	国民健康保険事業	12,804	1,471	4,658	0	6,675	370
	介護保険事業	37,462	2,389	1,695	0	33,378	1,848
	後期高齢者医療事業	57,396	0	10,872	0	46,524	2,576
	小計	107,662	3,860	17,225	0	86,577	4,794
保健衛生	救急患者輸送事業	2,971	0	0	0	2,971	165
	診療所事業	14,183	0	0	0	14,183	785
	母子保健事業	600	400	100	0	100	6
	健康増進事業	5,997	0	2,346	0	3,651	202
	疾病予防対策事業	4,451	0	0	258	4,193	232
	その他の保健衛生事業	0	0	0	0	0	0
	小計	28,202	400	2,446	258	25,098	1,390
合計	397,777	38,591	36,540	1,597	321,049	17,779	

※社会保障施策に要する経費には、事務費及び人件費を除いています。

※社会保障財源化分の地方消費税交付金については、各事業に要した一般財源の比率に応じ充当しています。